

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月26日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第46号

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成5年郡山市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規則は、郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年郡山市条例第27号。以下「条例」という。）<u>第17条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規則は、郡山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年郡山市条例第27号。以下「条例」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。